令和８年度
第６回八幡平市農業委員会総会
議　　事　　録

令和８年９月２５日開催

八　幡　平　市　農　業　委　員　会

令和８年度第６回八幡平市農業委員会総会議事録

告示年月日	令和８年９月１０日
告示事件	別紙告示写しのとおり
招集年月日	令和８年９月２５日
招集場所	八幡平市役所ホール棟大ホール

開閉会日時及び宣言	開会	令和８年９月２５日 １３時３０分	議長	三浦 美恵子
	閉会	令和８年９月２５日 １４時０２分	議長	三浦 美恵子

応招（不応招）委員及び出席並びに欠席委員

出席 １１名

欠席 ８名

凡例
○ 出席
▲ 欠席
△ 遅延
● 退席
× 不応招

議席番号	委員氏名	出欠席	議席番号	委員氏名	出欠席
１	小山田 和義	○	１１	竹田 和夫	○
２	國司 功	○	１２	大森 直子	○
３	髙橋 栄光	▲	１３	田村 昭雄	○
４	竹田 憲治	▲	１４	中村 一彦	▲
５	齊藤 由希子	○	１５	三浦 隆	▲
６	古川 美枝子	○	１６	工藤 嘉充	▲
７	向久保 勉	▲	１７	伊藤 始	○
８	熊澤 威人	○	１８	松村 勝彦	▲
９	元木 昭彦	○	１９	三浦 美恵子	○
１０	阿部 正光	▲			

議事録署名委員	議席番号 13番	田　村　昭　雄	議席番号 17番	伊　藤　　始
八幡平市農業委員会会議規則第１４条第１項の規定により説明のため出席した者の職・氏名	職　　名	氏　　名		
	事務局長	髙　橋　　誠		
	事務局長補佐 兼農業振興係長	佐々木　　桂		
	農地調整係長	松　尾　竜　也		
	農地調整係主任	恩　賀　ひとみ		
	農地調整係主事	野　沢　雄　喜		
議　事　次　第	別紙のとおり			
附　議　事　件	別紙、議事次第に同じ			
会　議　の　経　過	別紙のとおり			

１　開会（１３時３０分）

事務局（髙橋事務局長）

ご起立願います。相互に礼をお願いいたします。「礼」

（礼）

ご着席願います。

（全員着席）

本日、欠席となる委員の報告をいたします。総会資料の２ページをお開き願います。

本日の委員の出欠について報告いたします。

議席番号３番、髙橋　栄光 委員、所用のため欠席、議席番号４番、竹田　憲治 委員、仕事のため欠席、議席番号７番、向久保 勉委員、仕事のため欠席、議席番号 10 番、阿部　正光 委員、仕事のため欠席、議席番号 14 番、中村　一彦 委員、仕事のため欠席、議席番号 15 番、三浦　隆 委員、仕事のため欠席、議席番号 16 番、工藤　嘉充 委員、仕事のため欠席、議席番号 17 番、松村　勝彦 代理、仕事のため欠席と連絡をいただいております。

以上８名の欠席となっており、出席委員数は 19 名中 11 名となります。

本日の総会は八幡平市農業委員会会議規則第８条第１項により、会長が議長となります。

会長、それでは進行よろしくお願いいたします。

議長（三浦会長）

ただ今から、令和８年度八幡平市農業委員会第６回総会を開会いたします。

ただ今の出席委員数は、19 名中 11 名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

２　議事録署名人の選任

議長（三浦会長）

次に議事録署名人の選任についてお諮りします。

会議規則第 31 条第２項の規定による議事録署名人の選任については、当職から指名して選任することにしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（三浦会長）

異議なしと認めます。よって議事録署名人には、議席番号 13 番 田村 昭雄 委員と議席番号 17 番 伊藤　始 委員を指名します。

３　報告

議長（三浦会長）

次に、事務局から第６回運営委員会報告を行います。

事務局（佐々木事務局長補佐）

総会資料の３ページをお開きください。

総会資料の３ページをお開きください。
第６回運営委員会報告をいたします。
今回の運営委員会では、次第のとおり３項目の報告及び連絡と、４項目の協議を行いました。
３番の報告・連絡事項の概要ですが、資料４ページ、左上をご覧ください。
事務局より次の３項目について報告いたしました。
（１）令和８年９月以降の主な会議（行事）等日程について
（２）令和８年度 第６回総会について
（３）令和８年度就農相談会（第２期）アドバイザーの派遣について
続いて、４番の協議事項についてご説明いたします。
協議事項の（１）次回運営委員会の開催時間については、協議の結果、10 月９日午前９時からに決定いたしました。
続きまして、協議事項の（２）「令和８年度 岩手県農業委員会大会の参加について」です。
詳細はお手元の資料、４ページの下側に記載されております。こちらにつきましては、本日を提出期限として参加の取りまとめを行っております。
続きまして協議事項の（３）令和８年度先進地視察研修の実施についてです。
詳細につきましては、資料５ページに記載の通りでございますが、こちらの研修につきましても、先ほどの農業委員会大会と同様、本日を提出期限として参加の取りまとめを行っております。
続きまして、協議事項の（４）「令和８年度 関係行政機関等（市）に対する意見について」です。こちらの詳細につきましては、５ページの中ほどから６ページに記載されておりますが、後ほど行われます「農業委員会議」にて、詳しくご説明いたします。
最後に５番の情報提供等となります。
運営委員より１件の意見が出され、委員の間で意見交換が行われました。
なお、事務局からの情報提供はございませんでした。
そのほかの内容については後ほどご一読をお願いいたします。
以上、令和８年度第６回運営委員会において協議決定したので、運営委員会規程第８条に基づき報告します。
令和８年９月 25 日　委員長（会長）三浦　美恵子
報告は以上でございます。

議長（三浦会長）
報告が終わりました。何かお聞きしたい事がありましたら、ご発言をお願いします。

（「なし」の声あり）

議長（三浦会長）
ないようですので、次に進みます。
次に、農地法等に関する業務報告を行います。

事務局（松尾農地調整係長）
それでは、総会資料の７ページをご覧ください。

令和８年８月24日から令和８年９月24日までの業務報告をさせていただきます。

まる１番からまる３までは先月の総会内容、まる４番は７月の総会内容となります。まる５番はこの１ヶ月の相続人変更の申請の数です。

次に、まる６番の総会案件に係る現地調査でございます。

現地調査の調査日は９月16日の水曜日でございまして、11件の現地調査を行いました。

当日の調査委員は、農業委員の13番委員 田村 昭雄 委員、農業委員の14番委員 中村 一彦 委員、推進委員の西根南地区の６番委員 阿部 信一 委員、推進委員の西根北地区の５番委員 藤江 智明委員の４名でございます。

事務局からは髙橋事務局長と私と野沢主事の３名が随行しております。

のちほど議題とされます現地調査の参加人員、日時等の報告につきましては、ただ今の報告をもって割愛させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、まる７番の農地のあっせん申出状況を報告します。令和８年８月16日から令和８年９月15日までの間で、貸付・売渡希望のあっせんは９件となっております。

業務報告は以上となります。

議長（三浦会長）

報告が終わりました。

何かお聞きしたい事がありましたら、ご発言をお願いします。

（「なし」の声あり）

議長（三浦会長）

ないようですので、次に進みます。

議案の審議に先立ち、会議の進め方について、ご協力をお願いします。ご質問等がある方は、挙手の上、議長の許可を得てから、議席番号･氏名を申し述べて、質問するようにお願いします。

また、個人を特定できるような発言はしないように、ご協力をお願いします。

本総会の採決の方法は、八幡平市農業委員会会議規則第 25 条第１項を適用し、起立によるものとします。

４　議事

議長（三浦会長）

それでは直ちに議案の審議を行います。

〇議案第１号『農地法第３条第１項の規定による許可申請に対する可否の決定について』

議長（三浦会長）

初めに議案第１号『農地法第３条第１項の規定による許可申請に対する可否の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（野沢主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の２ページから３ページをご覧ください。今月の申請は８件です。

関係資料１ページから２ページにあります審査項目一覧表及び４ページ以降にあります申請箇所案内図もあわせてご覧ください。

申請番号１：平舘第２地割 27 番地３、畑、70 ㎡を含む 16 筆、34,700 ㎡です。

売買による所有権の移転です。

申請地は今まで譲受人が自己保全管理及び牧草を作付しており、権利取得後は水稲及び牧草を作付予定です。

申請番号２： 平舘第９地割 165 番地１、田、825 ㎡を含む 12 筆、8,874 ㎡です。

売買による所有権の移転です。

申請地は今まで譲受人が自己保全管理及び水稲を作付しており、権利取得後は水稲を作付予定です。

申請番号３： 平舘第 28 地割 72 番地、田、219 ㎡を含む２筆、1,594 ㎡です。

売買による所有権の移転です。

申請地は今まで譲受人が水稲を作付しており、権利取得後も同様に作付予定です。

申請番号４： 平舘第 29 地割 19 番地３、田、453 ㎡です。

売買による所有権の移転です。

申請地は今まで譲受人が水稲を作付しており、権利取得後も同様に作付予定です。

申請番号５：堀切第１地割７番地、田、953　㎡を含む４筆、3,583 ㎡です。

売買による所有権の移転です。

申請地は今まで譲受人が自己保全管理及び牧草を作付しており、権利取得後は牧草を作付予定です。

申請番号６：田頭第２地割 92 番地１、田、995 ㎡を含む９筆、8,977 ㎡です。

贈与による所有権の移転です。

申請地は今まで譲受人が水稲を作付しており、権利取得後も同様に作付予定です。

申請番号７： 保戸坂 79 番地６、畑、184 ㎡です。

贈与による所有権の移転です。

申請地は今まで譲渡人が自己保全管理しており、権利取得後は野菜を作付予定です。

申請番号８：保戸坂 81 番地１、畑、212 ㎡です。

贈与による所有権の移転です。

申請地は今まで譲受人が野菜を作付しており、権利取得後も同様に作付予定です。

次の４ページから６ページに申請筆別明細を掲載しておりますので、ご確認願います。

各申請とも農地法第３条第２項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（三浦会長）

以上で説明が終わりました。

次に、現地調査結果の報告を農地利用最適化推進委員の藤江智明委員にお願いします。

農地利用最適化推進委員（藤江智明委員）

それでは８月 18 日に実施した現地調査について報告します。

申請番号１番ですが、

位置は、八幡平市役所から北へ約 1.2 ㎞の地点です。現況は、保全及び牧草が作付されておりま

した。
申請番号２番ですが、位置は、平舘高等学校を中心に約 1.2 ㎞以内に点在しています。
現況は、保全及び水稲が作付されておりました。
申請番号３番ですが、位置は、平舘小学校から南東へ約 1.2 ㎞の地点です。
現況は、水稲が作付されておりました。
申請番号４番ですが、位置は、八幡平市総合運動公園から北へ約 700ｍの地点です。
現況は、水稲が作付されておりました。
申請番号５番ですが、位置は、西根第一中学校から南西へ約２㎞以内に点在しています。
現況は、保全及び牧草が作付されておりました。
申請番号６番ですが、位置は西根中学校から南西へ約 1.3 ㎞以内に点在しています。
現況は、水稲が作付されておりました。
申請番号７番ですが、位置は、ＪＲ小屋の畑駅から南へ約 90ｍの地点です。
現況は、保全されておりました。
申請番号８番ですが、
位置は、ＪＲ小屋の畑駅から南東へ約 30ｍの地点です。
現況は、保全されておりました。
今回の申請地は、周辺農地と同様の作物、栽培・管理を行うことから、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないとして、許可相当と判断してまいりました。
以上です。

議長（三浦会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。
これより、議案第１号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第１号を採決いたします。
この案件について、『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（三浦会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（三浦会長）

よって、議案第１号『農地法第３条第１項の規定による許可申請に対する可否の決定について』は、『可』とすることに決定いたしました。

〇議案第２号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』

議長（三浦会長）

次に、議案第２号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』を議題といたします。

事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（恩賀主任）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の８ページをご覧ください。今月の申請は３件です。

関係資料３ページ以降にあります申請一覧表も　あわせてご覧ください。

申請番号１：大更第１1地割187-２、田、320㎡です。

現況は、居宅、小屋が設置されています。

申請地は、昭和49年頃に亡き父が隣接地にまたがって居宅、小屋を設置したとのことです。

申請番号２：平笠第24地割８-129、畑、3,940㎡です。

現況は、山林化しています。

所有者は、相続するまで現状を知らなかったとして、昭和50年頃には山林化していたとのことです。

なお、本申請地は、申請番号３の申請地と筆界未定となっております。

申請番号３：平笠第24地割８-130、畑、4,509㎡です。

現況は、山林化しています。

所有者は、相続するまで現状を知らなかったとして、昭和50年頃には山林化していたとのことです。

なお、本申請地は、申請番号２の申請地と筆界未定となっております。

今回申請は、農地法の適用を受けない土地として判断できると考えます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（三浦会長）

以上で説明が終わりました。

次に、現地調査結果の報告を農地利用最適化推進委員の藤江智明委員にお願いします。

農地利用最適化推進委員（藤江智明委員）

はい。報告します。

申請番号１番ですが、位置は柏台小学校から東へ約2.1㎞の地点です。

現況は、保全されておりました。

申請番号２番及び３番ですが、位置は、西根インターチェンジから北西へ約３㎞の地点です。

現況は、山林化しておりました。

今回の申請地は、農地の集団化、農作業の効率化、農業上の効率的かつ総合的な利用、土地改良施設の機能などに支障を及ぼすおそれがないとして許可相当と判断してまいりました。

以上です。

議長（三浦会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。

これより、議案第２号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第２号を採決いたします。

この案件について、『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（三浦会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（三浦会長）

よって、議案第２号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』は、『可』とすることに決定いたしました。

○議案第３号『農用地利用集積等促進計画案の決定について』

議長（三浦会長）

次に、議案第３号『農用地利用集積等促進計画案の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（野沢主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の 10 ページから 27 ページをご覧ください。

今月の申請は、賃貸借権設定 26 件、使用貸借権設定 25 件、所有権移転が 12 件の合計 63 件です。

賃貸借権設定のうち 25 件、使用貸借権設定のうち 24 件は更新、その他 14 件は新規の申請です。

まずは、賃貸借権設定です。

申請番号１番～６番は、西根南地区に係る申請です。

申請番号７番～11 番は、西根北地区に係る申請です。

申請番号 12 番～23 番は、松尾地区に係る申請です。

申請番号 24 番～26 番は、安代地区に係る申請です。

次に、使用貸借権設定です。

申請番号 27 番～35 番は、西根南地区に係る申請です。

申請番号 36 番～40 番は、西根北地区に係る申請です。

申請番号 41 番～49 番は、松尾地区に係る申請です。

申請番号 50 番～51 番は、安代地区に係る申請です。
次に、所有権移転です。
申請番号 52 番～53 番は、西根南地区に係る申請です。
申請番号 54 番～61 番は、西根北地区に係る申請です。
申請番号 62 番～63 番は、松尾地区に係る申請です。
以上、各申請とも農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第５項各号の要件を満たしていると考えます。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（三浦会長）
以上で、説明が終わりました。
なお、農業委員会等に関する法律第 31 条及び八幡平市農業委員会会議規則第 17 条に規定する「議事の参与制限」に該当する案件について、これを先に審議いたします。
まず、申請番号７番及び 36 番の審議を行ってまいりますが、審議に先立ち、農業委員会等に関する法律及び八幡平市農業委員会会議規則の規定により、議席番号 13 番田村昭雄委員の退席を求めます。

（13 番　田村昭雄　委員　退席確認）

議長（三浦会長）
これより、申請番号７番及び 36 番の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦会長）
「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、申請番号７番及び 36 番を採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（三浦会長）
起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（三浦会長）
よって、申請番号７番及び 36 番については、原案のとおり決定いたしました。ここで、議席番号 13 番田村昭雄委員の着席を求めます。

（13 番　田村昭雄　委員　着席確認）

議長（三浦会長）

これより、申請番号７番及び 36 番を除く議案第３号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（はい」の声あり）

議長（三浦会長）

はい。

８番委員（熊澤委員）

８番、熊澤です。

移譲業務で、農地を出す人と受ける人が、３条申請で出すのと公社を通した促進計画でふたつに分けて出しているんですが、それはなんか技術的なメリットがあるからそうなっているのか、なにか理由があるのか、それをちょっとお聞きしたいですが。

事務局（野沢主事）

はい。お答えいたします。

３条の申請で可能なものと中間管理機構を通した売買が可能なものでは要件が分かれておりまして、中間管理機構を通したものですと、まず受ける方が認定農業者であること、あとは農地が農振農用地であれば中間管理機構を通した売買が可能となっております。中間管理機構を通した売買であれば税金等で優遇されることが可能ですので、対象になる売買の場合は中間管理機構を通して、それ以外の場合は、農地法第３条でとなっております。

以上です。

８番委員（熊澤委員）

はい、わかりました。ありがとうございました。

議長（三浦会長）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、申請番号７番及び 36 番を除く議案第３号を採決いたします。

この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（起立全員）

議長（三浦会長）

起立全員です。着席願います。
（全員着席）

議長（三浦会長）

よって、申請番号７番及び 36 番を除く議案第３号「農用地利用集積等促進計画案の決定について」は、原案のとおり決定いたしました。

５　閉会（１４時０２分）

議長（三浦会長）

以上をもちまして、本日の総会に付議されました議案の審議は、全て終了しました。熱心にご審議いただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和８年度第６回八幡平市農業委員会総会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

事務局（髙橋事務局長）

それではご起立願います。

相互に礼をお願いいたします。「礼」。

（礼）

ありがとうございました。お疲れでした。

八幡平市農業委員会会議規則第３１条第２項の規定によりここに署名する。

令和８年１０月２１日

会　　長＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

13 番委員＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

17 番委員＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

令和８年度
第６回八幡平市農業委員会総会

日　時　令和８年９月 25 日（金）午後１時 30 分～
場　所　八幡平市役所ホール棟大ホール

次　　第

１　開　会

２　議事録署名人の選任

３　報　告
（１）　第６回運営委員会報告
（２）　農地法等に関する業務報告

４　議　事
議案第１号　農地法第３条第１項の規定による許可申請に対する可否の決定について
議案第２号　農地法の適用外証明願に対する可否の決定について
議案第３号　農用地利用集積等促進計画案の決定について

５　閉　会